X

高齢者が増えていくと予測されています。 齢化率が36・7%、 「塊の世代が75歳以上となる平成37年には、 . 8 % 町 0 平成 医療と介護の両方を必要とする状態の 75歳以上の割合は18 30年5月1日 75歳以上の割合が20・5% 現 %となっており、 在 の高齢化率は

でいます。 し「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組ん 医療と介護が切れ目なく提供できる体制を目指 分らしい生活を続けられるように、 る状態となっても、 地域包括支援センターでは、介護を必要とす 住み慣れた自宅や地域で自 地域の在宅

問い合わせ

年始は休み)

午前8時45分~午後5時30分

/ 地域包括支援センター

宅

開設日時/月~金曜日

土

日・祝日・

年末

①地域の医療機関、 ◎在宅医療・介護連携推進事業の主な取り組み

1 医

介護連携相談窓

П

7

4 8

5 在

介護サービス事業所のリス

トの作成

②介護支援専門員 態調査、 において検討し、 調査結果について地域包括ケア会議 (ケアマネージャー) 在宅医療・介護連携の い課題 0)

原生労働省資料を基に作成

- ③在宅医療・介護連携の課題解決のため、 の抽出 入退
- ④医療・介護関係者の連携強化と在宅医療と介 院時の連絡様式について検討 の切れ目ない体制構築のため、 医療・介護
- ⑤相談窓口開設や地域住民への普及啓発など 関係者の研修会を開催
- ◎在宅医療・ います 介護に関する相談窓口を開設して

応いたしますので、相談だけではなく、います。医療機関や ビス事業所からの相談を受ける窓口を開設して 地域包括支援センターに医療機関や介護サー 医療機関や介護サービス事業所からの 住民の方からの相談にも対 お気軽にご相談ください。

> れたが、どこに相談したらよいかなど医療機関から介護サービスの利用を勧めら が不安なので、どこか入れる施設がないか病院に入院しているが、退院後自宅での生活 例えばこんな時にご相談ください での生活や介護について知りたい 病院から退院する予定になっており、 自宅



市町村 地域包括支援センタ 北海道・保健原 日常の医療 介護サービス **3 耐院・一時入院** 訪問看護事業所、薬局等

在宅医療・介護連携推進事業のイメージ

在宅医療・介護連携に関する相談窓口

飲んで美味しい牛乳をさらに美味しく食べてもらいたい!

今月のレシピ

混ぜなくてOK! 令凍途中でカ

- ①鍋に牛乳、スキムミルク、バニラビーンズの種とさやを入れ る。木ベラでかき混ぜながら弱火にかけ、バニラの香りが立っ たら鍋を火からおろし、冷ましてさやを取り出す。
- ②ボウルにグラニュー糖、卵黄を入れ、白っぽくなるまで泡立 てる。冷ました①を加え、よく混ぜ合わせる。
- ③氷水に当てて冷やしたボウルに生クリームを入れ、7分立て にする。
- ④②を加えてよく混ぜ合わせる。
- ⑤④を金属の容器に移し、冷凍庫で冷やしかため、器に盛る。

ポイント

半冷凍の状態でソフトクリームにしてもおいしいです。

J-milkホームページより提供

料(8人分)

材

牛乳······ 100ml
スキムミルク大さじ2
バニラビーンズ½本
※バニラビーンズがない場合は、バ
ニラエッセンスでも可
グラニュー糖······65 g
卵黄2個
生力リーム·························200m/

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金 機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカー ドによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談によ り早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、 延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお 願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年 金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除、猶予となる「保 険料免除制度 | や「若年者(30歳未満)納付猶予制度 | がありますので、下記窓口で手続きをしてください。

平成30年度の免除の受け付けは平成30年7月1日から開始され、平成30年7月分から平成31年6月分ま での期間を対象として審査を行います。

また申請できる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有 している方は、一度下記窓口までご相談ください。

■問い合わせ/役場住民課年金保険係(1階②番窓口☎内線125)、

日本年金機構釧路年金事務所(☎0154-22-5810)

マイマイガミシいて

昨年8月に町内でマイマイガが大量に発生し、壁などに産みつけられた卵塊から幼虫が生まれています。 生まれたばかりのときは殺虫剤が効きます。大きくなった幼虫は火ばさみなどでつまみ、洗剤を入れた水 に入れることで、駆除できます。

高い所など手の届かない範囲にある卵塊や幼虫、成虫は、無理のない範囲で駆除しましょう。

幼虫や成虫は野鳥のエサになります。殺虫剤をかけた場合は、燃やせるごみとして捨てるか、土に埋めて 処分しましょう。

また、殺虫剤を散布するときは、通行人や周辺住民に十分に配慮し、周囲に飛散しないようにしましょう。

生すると2~3年継続するといわれてい

います。

における幼虫

の除去

現状では、

卵

が大量発生しまし

マイマイガは

/ ま一度大量発 がま一度大量発 ます

よう駆除をお手伝

のご近所さんは諦め気味

方にこの夏は大量

|発生しない

いしていただけない

でしょう

どうぞよろしくお願いします。

7月~8月にかけ

■問い合わせ/役場住民課環境衛生係(1階③番窓口☎内線127)

どは、 とがあ ておりますが、大量発生した時は、効果的な駆や、成虫が集まる街灯の消灯などの対策を講じ 除方法が確立されていない 本町 除去が最も効果的 町 燃えるごみに出してください としましても、 その 、ます。 使 ります い方は、 ヘク・手袋)所有者、 作業時 ふちで卵を削り落とすように

ていただくようお願いしているところです。 高さに応じて棒などにガムテープで固 去方法…ペットボトル の基本的な考えとして、 単身高齢者や高齢者夫婦、 作業ができない場合は役場保健福祉課 ただし高所での作業は対応できな ただき内容を確認したうえ、 ^のでご理解ください 管理者にて除去や駆除を行っやえとして、個人宅や事業所な 0 底 を切 障が 職員が作 落と [定しま 者の世

うです。 でも卵 発生 ですが、位 く見ると、 発生に悩まされ なか完全に駆除できませ 雪が が産み付けられ 近所同 溶 昨年駆 置が け屋根 3 ~高すぎ 出で掃! 除し やひさしをよ いくと聞 た ね。 るなどな 7 たつもり 除するの 0) いるよ きま あ

【住民課・保健福祉課

・ゴー は、

グル・ ビニー

雨

などを

ル

袋に入れ

卵が飛び散ることに備

後期高齢者医療制度の

お知らせ

平成30年度の保険料のお支払いと 保険証更新について

■ 7月に保険料額をお知らせします ■

平成30年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

均等割

一人当たりの額

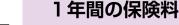
50,205円



所得割

被保険者の所得に応じた額 (平成29年中の所得-33万円)×

10.59%



【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)

- 1年間の保険料の上限額は、平成30年度から62万円になります(平成29年度は57万円)。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

◆ 保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

- ●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ●昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の空	F間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】	5,020円
33万円	8.5割軽減	【年額】	7,530円
33万円+(<mark>27万5千円</mark> ×世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】	25,102円
33万円+(<u>50万円</u> ×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】	40,164円

[※]平成30年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

②所得割の軽減の見直し

●平成29年度は、一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されておりましたが、平成30年度から、「軽減なし」へ変更となりました。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ●この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、負担軽減のための特別措置として、 所得割がかからず、均等割が5割軽減となります(50,205円→25,102円)。
- ※平成30年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「7割」から「5割」へと変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場住民課年金保険係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方には、保険料の減免が受けられる場合があります。

◆ 保険料のお支払い方法

「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望する方は、役場住民課年金保険係に問い合わせください。 (手続きには、本人の保険証、口座の預金通帳、お届け印が必要です)

- ●「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」はお支払いする方に適用されます。 (年金からのお支払いの場合、ご本人の社会保険料控除が適用されます)

■ 保険証が新しくなります ■

現在で使用の保険証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、 8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証 をご使用ください。

- ○新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- ○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課年金保険係まで お申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成31年 7月31日 交付年月日 平成30年 7月 1日 01234567 広城市連合町1丁目 R K & 広域 太郎 2498 昭和 7年 7月 7日 ******** 平成20年 4月 1日 **R 20 20 B** 平成20年 4月 1日 一部発用金 121 3 9 0 1 1 0 0 0 **北海河北部西部市区地区地域**の

新しい保険証は桃色です

■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります。

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなく なります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月 1日からは水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認し、住民課年金 保険係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方

○世帯全員の所得が○円の方 区分I

(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)

○老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は水色です

■ 医療費通知を全受診者へ送付しています |

広域連合では被保険者の皆さんの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機 関などを受診した全ての被保険者の皆さんへ送付しています。

発送月は、9月下旬と3月上旬の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等 診療	診療区分 日	療区分 日数 医療費の総客	L Estadores	の総額 自己負担額	食事	療養·生活療	養費
交影平月	砂点で交りた医療機関寺	砂点区方	D 900	医療員の総額		回数	費用額	標準負担額
平成30年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
平成30年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成30年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
	合計			230,000	23,000		11,490	5,400

- ※この通知は皆さんの受診状況についてお知 らせするもので請求書ではありません。
- ※この通知は医療費控除の申告手続きで医療 費の明細書として使用することができま す。医療費控除の申告に関することは、税 務署にお問い合わせください。

◆ 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。○ 健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。○ 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

問い合わせ/北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601) 役場住民課年金保険係(1階②番窓口☎内線125)



国民健康保険税 税率と軽減内容が変わります

税率を改正します

国民健康保険は、私たちが病気やけがをした時、安心して医療が受けられるように、みんなで支え合う制度です。本年度から保険者が北海道となる都道府県化がスタートし、これまで行っていた町からの支援を段階的に解消し、円滑な制度への移行を図るため、加入者負担の激変緩和に配慮しながら税率を改正することとしました。加入者の皆さんには、負担をお願いすることとなりますが、国民健康保険制度の安定した運営を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

<国民健康保険税額>①②③の合計が税額になります。

項目	区分	平成29年度	平成30年度	増減
	所得割率	3.95%	4.25%	0.30%
	資 産 割 率	22.0%	19.80%	△2.20%
① 医 療 給 付 費 分	均等割額	21,000円	22,000円	1,000円
	平等割額	25,000円	24,500円	△500円
	課税限度額	540,000円	580,000円	40,000円
	所得割率	2.40%	2.41%	0.01%
②後期高齢者支援金分	均等割額	8,500円	9,000円	500円
② 後 朔 同 即 有 义 抜 並 刀	平等割額	9,000円	8,500円	△500円
	課税限度額	190,000円	190,000円	_
	所得割率	2.20%	2.20%	_
	均等割額	10,000円	10,000円	_
③介護納付金分	平等割額	11,000円	10,500円	△500円
	課税限度額	160,000円	160,000円	_

※所得割率は、前年の総所得金額から地方税法上の基礎控除額を控除した後の額に、税率をかけて算出します。 ※資産割率は、今年度の固定資産税額に税率をかけて算出します。

所得の低い方への軽減措置が拡充します

所得が基準額を下回る場合は、国民健康保険税の均等割と平等割が、基準額に応じて7割・5割・2割軽減されます。この基準額を引き上げし、軽減対象者を拡大します。

<軽減措置の基準額>

軽減区分	平成29年度	平成30年度	内 容
7割	33万円以下	33万円以下	変更なし
5割	33万円+27万円× (被保険者などの人数)	33万円+ <mark>27万5千円</mark> × (被保険者などの人数)	対象者の拡大
2割	33万円+49万円× (被保険者などの人数)	33万円+ <mark>50万円</mark> × (被保険者などの人数)	対象者の拡大

国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に納税義務者となる世帯主に送付します。

- ■問い合わせ
- ・制度について/役場住民課年金保険係(1階②番窓□☎内線123)
- ・税金について/役場税務課税務係(1階⑨番窓□☎内線152)

標茶町立病院 **2**485-2135

URL http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~hospital/

受付診療時間 受付時間/午前の部…午前8時45分~11時 午後の部…午後1時~3時45分 ※自動再来受付機の稼働時間は午前7~11時、正午~午後3時45分です。

診療時間/午前9時~午後4時45分

- 内 科 ●毎週火曜日・ 水曜日は、午後休診となります。(木曜日・ 金曜日の午後 1 ~2時は、病棟回 診のため診察をお待ちいただいております)
 - 7月23日(月)~7月27日(金は、佐藤富士夫医師不在につき、佐藤泰男医師の診察となります。
 - 7月30日(月)~8月3日) は、佐藤泰男医師不在につき、佐藤富士夫医師の診察となります。
 - ●7月24日(火)~7月27日(金)および7月31日(火)~8月3日(金)は、午後休診となります。
- 外 ●北大医学部消化器外科 I から1週間単位で出張医師が担当します。 科
 - ●毎週金曜日の受付時間は、午後3時までとなります。
- 産婦人科 ●町立中標津病院から島野敏司医師が担当します。
 - 診療日/月曜日の午後
 - ●受付時間/午後1時~3時30分
 - ●7月9日(月)は医師不在につき休診となります。
 - 予約制となっています。受診日の5日前までに来院時または電話で予約してください。
 - ※予約がなくても受け付けますが、予約の方を優先します。(救急患者を除く)
- リハビリテーション科 ●予約制となっています。新患の方は、医師の診察後に受診日時を予約します。
 - ●外来リハビリ治療を受ける方は治療前または治療後に、消炎鎮痛治療(物理療法)を受ける 方は治療前に、毎回医師の診察が必要となります。なお、消炎鎮痛治療のみを受ける方は、 治療時間が午前中のみとなります。
- ●旭川医大小児科から出張医師が担当します。 小児科
 - ●4月から診療日・受付時間が変更になっています。

☆7月の小児科診療受付時間/

	一般	診療	予防接種(事前予約が必要です)
	午前の部 8:45~11:00	午後の部	13:00~14:00
3 日(火)	•		•
10日火)	•		•
17日火)	•	診療はありません	•
24日(火)	•		•
31日火)	•		•

【予防接種】

- 《小児科/定期接種》●麻しん風しん混合・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・二種混合・ 日本脳炎・水痘の接種希望者は、小児科診療日の午前11時までに病院へ電話連絡して ください。(ワクチンの準備の都合上、お願いします)
 - ●BCG以外の予防接種は、同時接種が可能です。同時接種の詳細は、病院へ問い合わ せください。

《16~20歳未満の日本脳炎》●対象の方で接種を希望する方は、1回目の接種はふれあい交流センターへ、2回目以 降の接種は町立病院にそれぞれ1週間前までに申し込みください。

- 《子 宮 頸 が ん》●定期接種(中学1年~高校1年対象)は、14日前までに病院へ電話連絡してください。 ワクチン入荷日が確定次第、接種日を決定します。
 - ●定期接種・任意接種ともに、産婦人科での診療となりますので、上記日程を参照して ください。

《任 意 接

- 種》●おたふくかぜ ・ 定期接種以外の水痘 ・65歳以上の肺炎球菌 ・ 小児用肺炎球菌 ・ 子宮頸 がん・麻しん・風しん・麻しん風しん混合は予約が必要となりますので、5日前まで に総合受付窓口または電話で申し込みください。
- ※定期の予防接種についての詳細は、ふれあい交流センター健康推進係(☎485-1000)へ問い合わせください。

■お願い=町立病院は、救急指定病院として24時間体制で診療を行っていますが、医師の負担軽減のためにも、緊急 に診断・治療が必要な方を除き、通常時間帯の受診をお願いします。

なお、お子さんの急病などで受診したほうがいいか迷う時には「北海道小児救急電話相談」に電話し、適切な助言を受ける方法もありますので、ぜひご活用ください。(☆#8000、相談時間/午後7時~翌朝8時、365日可能)

-さん

《平成30年5月該当》 掲載に同意いただいた方の*み* 掲載しています。

金江

(麻

嵯峨とよ子さん (茶安別)

生)

易な確認のみで契約ができて 単独で契約できる場合や、容

契約をした場合

とができます。

しかし中には、未成年者が

未成年者が契約相手に「親

1 8 8

の同意を得ている」と偽り

年者本人が契約を取り消すこ をしてしまった場合は、未成 定代理人の同意を得ずに契約 を得なければなりません。法 権者や未成年後見人)の同意 は原則として法定代理人(親

生活 只知識

未成年者の契約 学ぼう

未成年者が単独でできる契約

意が必要です。

しまう場合もありますので注

- ・お小遣いの範囲内で買い物 をする場合
- ・タダで物を貰う場合
- 借金を免除してもらう場合
- 結婚をした場合

る場合とできない場合の例 未成年者の契約で取消しでき

取消しできる場合

販売店で未成年であること れ契約をした場合 以上で記入するよう指示さ も関わらず、契約書へ20歳 (実際の年齢)を伝えたに

未成年者が契約を行う際に

- 取消しできない場合 ネット通販で簡単な年齢確 認のみで契約をした場合
- 未成年者が契約相手に成年 者であると偽り契約をした

未成年者の契約トラブルで

- 「おかしい」「困ったな」と 思ったときなどは、1人で 悩まずお気軽に左記相談窓
- ■相談窓口 口へ問い合わせください。

• 役場観光商工課商工労働係 (2階億番窓口☎内線

消費者ホットライン 釧路市消費者センター 2 5 1 **2**0154-24-3000

ひとことアドバイス

未成年者が契約をする場合 ないよう注意しましょう。 未成年者が勝手に契約をし ましょう。法定代理者は、 をせず契約をするようにし を得た上で契約相手に虚偽 は、必ず親権者などの同意

困ったことがありましたら 相談ください。 下記問い合わせ窓口までご

付けのみ) 133)、各公民館 (受け 係(1階④番窓口☎内線 役場保健福祉課社会福祉

※申請の際は印かんを持参 ※年に1回の申請が必要です。 ※受け付けは随時行っています。 機関名・口座番号を伝えて ください。 窓口にて振込先の金融

標茶町 ほっとらいふ制度

係まで問い合わせください。 よって異なりますので、 ます。助成額は世帯区分に 賦課金の一部助成を行ってい 上下水道料・暖房費・発雷

|支給期/8・12・4月の年 **|助成対象**/国民健康保険税 3回(暖房費・発電賦課金 象となっている世帯、また は12月支給期に助成 はそれと同様な所得の世帯。 の7割減額・5割減額の対

|受付場所・問い合わせ

左記 ふれあい交流セン温泉設備工事のため ター浴室(大浴場) を休止します

期間

7月23日月~27日金

(予定)

す。 がご協力をお願いしま ご不便をおかけします

ご確認いただくか、左記 まで問い合わせくださ ター内に掲示しますので る場合があります。セン なお、期間が変更にな

■問い合わせ

ふれあい交流センター

485-1000

総務係



上)

(III)

(阿歴内)

正行さん

秋葉

